

事業概要およびこれまでの経緯（（仮称）三十三間山風力発電事業）

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 三十三間山風力発電事業
- (2) 事業者 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第1松浦ビル2階
株式会社ジャパンウインドエンジニアリング
- (3) 事業内容 風力発電所の新設（陸上）
- (4) 事業規模 発電所の出力：最大 103,700 kW ※
（単機出力 6,100 kW の風車を最大 17 基設置）
事業実施想定区域の面積：約 905.46 ha
- (5) 事業実施想定区域 滋賀県高島市、福井県三方郡美浜町および
福井県三方上中郡若狭町の行政界周辺

※) 発電所の出力が 50,000 kW 以上であり、法アセス第 1 種事業に該当。

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ・送付 | 令和 4 年 9 月 30 日 |
| ・公告・縦覧 | 令和 4 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで |
| ・住民意見の受付 | 令和 4 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで |
| ・審査会（1 回目） | 令和 4 年 11 月 7 日 |
| ・審査会（2 回目） | 令和 4 年 12 月 5 日 |

※知事意見の提出期限は、令和 5 年 1 月 16 日（月）

【知事意見の提出期限は、配慮書送付の翌日から起算して 60 日程度の適切な期間で事業者が決定する。（発電所アセス省令第 14 条第 1 項）】

(2) 縦覧場所

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・滋賀県高島環境事務所（高島市今津町今津 1758）
- ・高島市役所環境政策課（高島市新旭町北畑 565 番地）
- ・高島市役所今津支所（高島市今津町弘川 204-1）
- ・高島市役所マキノ支所（高島市マキノ町沢 1410 番地）
- ・高島市役所朽木支所（高島市朽木市場 604 番地）
- ・高島市役所安曇川支所（高島市安曇川町田中 89 番地）
- ・高島市役所高島支所（高島市勝野 21 番地）
- ・福井県安全環境部環境政策課（福井県福井市大手三丁目 17-1）
- ・美浜町役場 1 階（福井県三方郡美浜町郷市 25-25）
- ・若狭町役場環境安全課（福井県三方上中郡若狭町中央 1-1）
- ・株式会社ジャパンウインドエンジニアリングホームページ
（<https://jwe.co.jp/>）

【発電事業にかかる環境影響評価審査のフロー】

